資料４－１

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の運用指針の変更について

１　変更の目的

SIP第１期における課題の解消や管理法人の運営体制の強化を図るため、運用指針の変更を行うもの。

２　主な変更点

（１）新たに追加・変更するもの

① SIPの管理法人については、１の法人を原則とすること。
② 各府省直執行は原則認めないこと。
③ 内閣府が管理法人を決定すること。
④ 管理法人による専門的観点からの技術評価（Peer Review）を実施すること。
⑤ 評価内容にSIP第２期の10の要件やTRLの達成状況を取り入れること。

（２）現運用指針を明確化するもの

① 年度末の評価の際に必要に応じ課題やテーマの絞り込み、追加を行うこと。
② サブPD及び戦略Cについて、管理法人における雇用若しくは委嘱
③ 管理法人におけるPDのサポートの者の雇用　等